

[事案 2022-333] 個人情報削除請求

・令和 5 年 3 月 15 日 不受理決定

<事案の概要>

令和 4 年 11 月に申込手続をした組立型保険が不成立となったことから、申込手続時に保険会社に対して開示した個人情報の削除を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険会社の個人情報、個人関連情報等の取扱いに関する苦情等に対応する機関ではないことから、申立てを不受理とした。